

催し・講座

認知症カフェ(Dカフェ)

認知症の方や家族、支援者などが気軽に集まり、情報交換や交流を行う場です。

●オンライン開催

日4月15日、5月20日、6月17日、いずれも水曜日午後1時～3時参加方法ZoomでミーティングID(73130266964)・パスコード(dcafe)を入力し、入室(右記二次元コードで入室も可) / サテライト会場での参加を希望する場合は、事前にお問い合わせください。



●対面開催

参加者多数の場合、営業の都合上、参加いただけないこともあります。また、飲食代は自己負担です。

日①4月3日(金)、5月11日(月)、6月8日(月)②4月20日(月)、5月27日(水)、6月26日(金)③4月8日(水)、5月18日(月)、6月15日(月)④4月13日(月)、5月25日(月)、6月22日(月)⑤4月22日(水)、5月29日(金)、6月29日(月)⑥4月6日(月)、5月13日(水)、6月10日(水) / 午前10時～正午
場①スターバックスコーヒー町田パリオ店(森野1-15-13)②スターバックスコーヒーぽっぽ町田店(原町田4-10-20)③スターバックスコーヒー南町田グランベリーパーク店(鶴間3-4-1)④スターバックスコーヒー多摩境店(小山ヶ丘3-2-8)⑤スターバックスコーヒー町田金森店(金森3-1-10)⑥スターバックスコーヒー鶴川店(能ヶ谷1-5-1)



対認知症の方や家族、支援者等

問高齢者支援課 ☎724-2140

4月～6月の日曜朝市

市内の認定農業者が作った町田産新鮮野菜等の

農産物を販売します。

日4月5日(日)、5月3日(祝)、6月7日(日)、午前7時30分～8時10分(売り切れ次第終了)場ウエルシア町田境川店駐車場(木曾東2-10-1)

問農業振興課 ☎724-2166

市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ 参加団体を募集します

気の合う仲間やグループ・団体で、学んでみたいテーマを講座として企画・運営してみませんか。身近な課題を仲間と考え合うきっかけにぜひご活用ください。

●まずは説明会にご参加ください 2025年度実施団体の発表のほか、選考基準、スケジュールの説明、質疑応答等を行います。なお、2025年度に講座づくり★まちチャレで講座を実施した団体は申し込みできません。

対市内在住の代表者を含む3人以上(市内在住、在勤、在学の方が半数以上)の団体で学習講座の企画・運営をしてみたい方日4月12日(日)午前9時30分～正午場生涯学習センター 申4月2日午前9時から電話で同センター(☎728-0071)へ。

5月のガイドウォークツアー

●お坊さんと行く!町田「幸福街道」ゼルビア応援ハイキング 町田GIONスタジアムのふもとにあるお寺「幸山 華厳院」と薬師池公園の名前の由来となったお寺「福王寺薬師堂」を結ぶ道、通称「幸福街道」を住職のガイドのもと歩きます。昼食・FC町田ゼルビアホームゲーム観戦(対横浜F・マリノスの観戦チケット付き)もセットです。

日5月6日(振休)午前11時～午後2時15分ごろ / 集合は町田薬師池公園四季彩の杜西園、解散は町田GIONスタジアム 定20人(申し込み順) 費3000

円(ガイド料・昼食代・体験料・保険料を含む) / 申し込み後は、2日前から取り消し料がかかります。

●恐竜時代の海底を往く 太古の昔の恐竜時代に思いを馳せながら、ガイドと共に悠久の歴史をたどります。

日5月14日(休)午前9時30分～午後0時30分ごろ / 集合は忠生公園、解散は野津田神社付近 定20人(申し込み順) 費1000円(資料代・ガイド料・保険料を含む) / 申し込み後は、前日から取り消し料がかかります。



申まちだふらっと(右記二次元コード)で申し込み。



問町田ツーリストギャラリー ☎850-9311 (受付時間=午前10時～午後7時)、町田市観光まちづくり課 ☎724-2128

期間 4月6日～15日

春の全国交通安全運動が始まります

問市民生活安全課 ☎724-4003、町田警察署 ☎722-0110、南大沢警察署 ☎042-653-0110

【運動の重点】

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・順守の徹底
- 二輪車の交通事故防止

令和8年度の後期高齢者医療保険料について

問個別のご相談・個人情報を含む保険料の賦課について=保険年金課 ☎724-2144、後期高齢者医療制度について=広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519(IP電話の方は ☎03-3222-4496)

後期高齢者医療制度の保険料は、病気やケガをした時の医療費などの支払いに充てるため、医療費の自己負担を除いた医療給付費の約1割を保険料、残りの約5割を公費、約4割を現役世代からの支援金で負担しています(図1)。保険料は2年ごとに見直しがあり、令和8年度は改定の年度となります。

【保険料の決め方】

保険料は、「医療分」と「子ども・子育て支援金分」で構成され、均等にご負担いただく「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計となります(図2)。
※所得の低い方には、保険料の軽減を行っています(所得の申告が必要となる場合有り)。

図1 医療費の負担の内訳

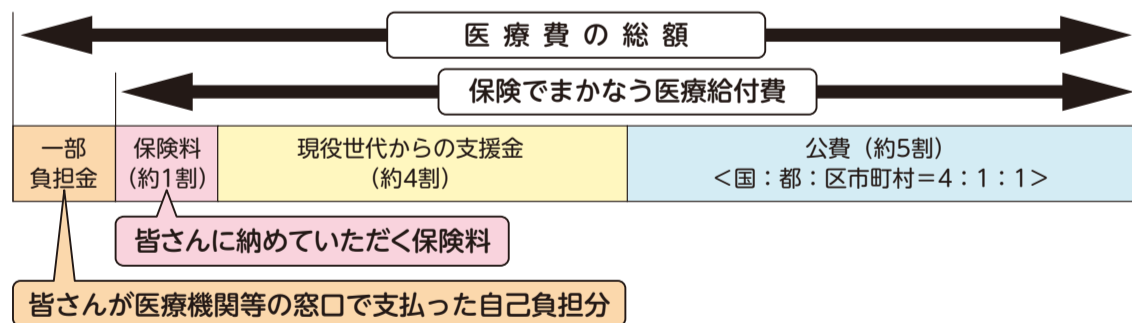


図2 令和8・9年度の保険料率

年間保険料額※1 上限額87万1000円	=	医療分	+	子ども・子育て支援金分
医療分 上限額85万円	=	均等割額 被保険者1人当たり 5万3300円	+	所得割額 保険料計算のもととなる所得金額※2 × 9.88%
子ども・子育て支援金分 上限額2万1000円	=	均等割額 被保険者1人当たり 1300円	+	所得割額 保険料計算のもととなる所得金額※2 × 0.26%

※1 年間保険料額は、「医療分」と「子ども・子育て支援給付金」を計算し、それぞれ100円未満を切り捨てた後の合計金額です。
※2 保険料計算のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています(表1)。

【所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策)】

被保険者本人の「保険料計算のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています(表2)。

【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。
なお、低所得による均等割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

表1 均等割額の軽減の概要

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割(※1)
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+31万円×(被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+57万円×(被保険者の数)以下	2割

※1 令和8年度の均等割額については、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります。
※ 65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
※ 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
※ 世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。
※ 年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表2 所得割額の軽減の概要

保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%